

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（様式第一号（一）」 の書き方

神奈川県

届出書を記入する際は、届出様式の「備考」の他、以下の内容及び様式記入例をよくお読みいただいた上で、これらに従って記入していただくようお願いいたします。

記入が適切でない場合は、修正をしていただくことになりますので、御留意願います。

- ・ 提出していただく様式は、様式第一号（一）です。なお、平成 28 年度に様式が変更されています。様式の左上部に「様式第一号（一）（第九条、第二十条及び第二十七条関係）」と記載されていることを確認してください。
- ・ この届出書は、令和 6 年度（2024 年度）中の保管や処分、移動等の状況を報告していただくものです。令和 7（2025）年 4 月 1 日から届出書提出までの間の処分、移動等は記入しないでください。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

○「保管事業場の名称」

- ・ 届出者名（法人名）と事業場名称等を記入してください。単に「倉庫」等の一般名称としないでください。

○「保管事業場の所在地」

- ・ 届出者住所と保管事業場の所在地が異なる場合は、連絡先（県からの通知等の送付先）の住所を○で囲んでください。両者とも異なる場合は、欄外に連絡先の住所等を記入してください。

○「特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名」

- ・ 保管事業場の中で選任した特別管理産業廃棄物管理責任者（※）の職名及び氏名を記入してください。

※ 特別管理産業廃棄物管理責任者は法で規定する資格を有するか、（公財）日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が実施する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講する必要があります。資格を有する方や講習会を受講した方がいないため、選任できる方が不存在の場合は、選任する予定の方の職名及び氏名の横に「講習会受講予定」等と記入してください。講習会については、同センターのホームページ

（<https://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>）をご覧くださいか、
（公社）神奈川県産業資源循環協会（電話 045-681-2989）にお問合せ下さい。

○「電話番号」

- ・ 届出書の内容を問い合わせることがあります。特別管理産業廃棄物管理責任者等、届出書を作成した担当者に連絡できる電話番号を記入してください。

○「保管の場所」

- ・ 保管の場所の住所が、保管事業場の所在地の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。同じ住所である場合は、空欄で結構です。
- ・ 保管事業場の所在地の住所と異なる保管の場所が複数存在する場合は、各廃棄物について、その保管の場所をそれぞれ特定して、「参考事項」の欄にそれぞれ記入してください。

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

- ・ 令和7年（2025年）3月31日時点で保管しているPCB廃棄物を全て記入してください。
- ※ 高濃度PCB廃棄物（①変圧器・コンデンサー等、②安定器・汚染物等）の処分期間はそれぞれ①令和4年（2022年）3月31日まで、②令和5年（2023年）3月31日までなので、これを過ぎて保管している場合はPCB特別措置法（第10条第1項）違反となるため、直ちにJESCOに処分を委託する必要があります。
- ・ 令和6年度中に新たに保管することとなったものも記入してください。（②にも記入してください。（後述））
- ・ 他の事業場等に移出した場合（③に記入）、処分を委託した場合（④に記入）以外で、濃度分析、仕分け等でPCB廃棄物でないことが判明した場合は、昨年度の届出情報を記入の上、**取消し線を引き**、「参考事項」欄に理由を記入してください。提出にあたっては、分析結果や仕分け報告書等の資料を添付してください。
- ・ 濃度分析、仕分け等で数量が減少した場合等、昨年度の届出情報を修正する場合は、**取消し線により修正し**、「参考事項」欄に理由を記入してください。提出にあたっては、分析結果や仕分け報告書等の資料を添付してください。
- ・ 安定器の仕分けにより、容器数等が変化した場合は、別の行に整理して記入しても構いません。なお、分解可能な安定器を分解した場合は、「コンデンサー(3kg未満)」と「その他（安定器残部材）」に分けて記入してください。

○「番号」

- ・ これまでの届出において既に番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入してください。
- ・ 新たに保管を開始したものについては、1つの行に対し、それぞれ先頭に「保管開始の元号数－」を加えた整理番号（例：令和6年度に保管を開始したものの場合：06－×××）を付してください。（「②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物」を参考）
- ・ 1台ずつ数えることができる変圧器・コンデンサー等の電気機器については、原則として1台（1個）ごとに1つの行を使用し、整理番号を記入することとしますが、同一の廃棄物の種類で、廃棄物の型式等が同一のものについては、まとめて1つの行に記入することが可能です。また、3kg未満の小型のコンデンサー等が1つの容器に多量に保管されている場合には、容器ごとに整理番号を記入することも可能です。

○「廃棄物の種類」

- ・ 表1の中から該当する種類を選択して記入してください。該当する種類がない場合には、「その他（）」として、（）内にできる限り具体的に記入してください。

表1 廃棄物の種類

廃棄物の種類		注意事項
1	変圧器（トランス）	高圧、低圧の区分は必要ありません。
2	柱上変圧器(柱上トランス)	電柱の上に設置された変圧器です。高濃度はありません。
3	計器用変成器	
4	リアクトル	
5	放電コイル	
6	整流器	
7	コンデンサー（3kg 以上）	高圧、低圧の区分は必要ありません。
8	コンデンサー（3kg 未満）	安定器を分解して取り外したコンデンサーや低圧進相コンデンサー等はこちらになります。
9	サージアブソーバー	
10	蛍光灯用安定器	コンデンサー外付け型安定器を分解した場合は、「コンデンサー(3kg 未満)」と「その他（安定器残部材）」となります。
11	水銀灯用安定器	
12	ナトリウム灯用安定器	
13	安定器（用途不明）	できるだけ、上記の3つに分類してください。
14	ネオン変圧器（ネオントランス）	
15	その他電気機械器具	1 から 14 に該当しない電気機械器具です。
16	OF ケーブル	低濃度のみで、高濃度はありません。
17	変圧器油（トランス油）	1 から抜油した油又は入替用の油です。
18	柱上変圧器油（柱上トランス油）	2 から抜油した油又は入替用の油です。
19	コンデンサー油	7 から抜油した油です。
20	熱媒体油	
21	その他 P C B を含む油	分析用試薬を含みます。
22	感圧複写紙	
23	ウエス	高濃度 P C B を拭き取ったものは「高濃度」、低濃度 P C B を拭き取ったものは「低濃度」となります。不明な場合は、分析の必要があります。
24	汚泥	
25	塗膜	
26	その他（ ）	金属くず、汚染容器等が該当します。
27	電圧調整器	
28	開閉器	
29	遮断器	
30	中性点抵抗器	

○「廃棄物の型式等」

- ・ 電気機器でない場合、「廃棄物の型式等」の記入は不要ですので、空欄としてください。
- ・ 電気機器の場合は、機器の銘板を確認し、「定格容量」「製造者名」「型式」「製造年月」「表示記号等」を記入してください。
- ・ 「定格容量」には、数値を単位と合わせて記入してください。単位には、「KVA」「 μ F」等があります。
- ・ 「製造者名」には、表2又は表3の中から該当する製造者名を記入してください。該当する製造者名がない場合には、「その他（）」と記入してください。また、「海外製（）」「その他（）」と記入した場合には、（）内に具体的な製造者名を記入してください。製造者名が不明の場合は、「不明」と記入してください。

表2 変圧器・コンデンサーの製造者名

1	愛知電機（株）（旧：（株）愛知電機製作所）	16	ニチコン（株）（旧：日本コンデンサ工業（株））
2	富士電機（株）（旧：富士電機製造（株））	17	ニチコン（株）（旧：（株）関西二井製作所）
3	（株）日立製作所	18	（株）指月電機製作所
4	北陸電機製造（株）	19	（株）帝国コンデンサ製作所（廃業）
5	（株）明電舎	20	古河電気工業（株）
6	三菱電機（株）	21	東芝インフラシステムズ（株）（旧：東京芝浦電気（株））
7	日新電機（株）	22	エーアイシーテック（株）（旧：日立コンデンサ（株））
8	（株）ダイヘン（旧：大阪変圧器（株））	23	（株）西島電機製作所
		24	海外製（）
9	（株）東光高岳（旧：（株）高岳製作所）	25	その他（）
		26	大垣電機（株）
10	（株）東光高岳（旧：東光電気（株））	27	北芝電機（株）
		28	（株）キューヘン
11	中国電機製造（株）	29	四変テック（株）（旧：四国変圧器（株））
12	日本ケミコン（株）（旧：マルコン電子（株））	30	（株）弾電機製作所（廃業）
13	日本ケミコン（株）（旧：二井蓄電器（株））	31	（株）中立電機（旧：（株）中立電機製作所）
14	日本ケミコン（株）（旧：東京電器（株））	32	トーエイ工業（株）（旧：東永電気工業（株））
15	パナソニックインダストリー（株）、パナソニック スイッチギアシステムズ（株）（旧：松下電器産業（株））	33	東北電機製造（株）

34	東光器材（株）（旧：（株）トー ヘン、東京変圧器（株））	36	日立産機システム（株）
35	（株）戸上電機製作所	37	（株）テックプレシジョン（旧：（株） フジケン）

表 3 安定器の製造者名

1	岩崎電気(株)
2	(株)梅電社
3	NEC ライティング(株) (旧：新日本電気)
4	オーデリック (旧：オーヤマ照明／大山電機工業)
5	(株)共進電機製作所
6	コイズミ照明(株)
7	星和電機(株)
8	大光電機(株)
9	ダイヘン電設機器(株)ヘルメス機器工場 (旧：ヘルメス電機)
10	東芝ライテック(株)
11	(株)GSユアサ (旧：日本電池)
12	(株)光電器製作所
13	日立アプライアンス(株) (旧：日立照明／日立製作所)
14	藤井電機工業(株)
15	扶桑電機工業(株)
16	パナソニック(株) (旧：松下電器産業／松下電工)
17	パナソニック(株) (旧：三洋電機)
18	三菱電機照明(株) (旧：三菱電機)
19	山田照明(株)
20	(株)リード
21	海外製 ()
22	その他 ()

- ・ 「型式」には、銘板に記載されている「型式」「形式」「型番」等を記入してください。（「製造番号」「Lot.No.」ではありません。）
- ・ 「製造年月」には、銘板に記載されている製造年月を記入してください。
- ・ 「表示記号等」では、銘板に油量の記載がある場合は、単位をつけて記入してください。（例：160L）
- ・ 「表示記号等」には、PCBを使用して製造された電気機器を判別するために必要な情報を記入してもらうものです。表4に示す項目が銘板に記載されていれば、その項目を記入してください。該当する項目がない場合には、空欄としてください。

表 4 表示記号等

1	不燃(性)油
2	不燃性(合成)絶縁油
3	シバノール
4	富士シンクロール油
5	カネクロール油
6	塩化ビフェニール
7	AF 式
8	DF 式
9	AFP 式
10	冷却方式 LNAN
11	その他

○「処分予定年月」

- ・ 「処分予定年月」は、処分業者と処分予定時期を調整している場合には、当該調整に係る処分予定年月を記入してください。
- ・ 調整を終えていない場合は、想定している処分予定年月を記入してください。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の処分予定年月について、参考として記入してください。

○「量」

- ・ 「台数又は容器の数」の欄には、「廃棄物の種類」が1台ずつ数えることができる電気機器については台数(個数)を、その他のもの(表1の16～26)については容器の数(缶数等)を、それぞれ単位とともに記入してください。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管又は所有している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、保管又は所有している容器の数(缶数等)を単位とともに記入してください。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の無害化処理では、台数や容器の数だけでなく、大きさや重さの情報も必要になります。可能な限り「総重量」の記載をお願いします。
- ・ 「総重量」の欄には、1台ずつ数えることができる電気機器については、1台あたりの重量に台数(個数)をかけた重量を記入してください。1台あたりの重量ではなく、全体としての総重量ですので、間違いのないよう、十分確認の上、記入してください。
- ・ その他のもの(表1の16～26)については、容器込みでの重量を、kg単位で記入してください。重量が不明であっても、推定値を記入してください。(26以外については、必ず記入してください。)

○「濃度区分」

- ・ 「高濃度」「低濃度」「不明」のうち該当するものを選択して記入してください。
- ・ ただし、安定器の濃度区分は、原則「高濃度」又は「不明」を選択ください。例外として、コンデンサー外付け型安定器からコンデンサーを取り外して残った部材について、PCB含有量を測定した結果、低濃度PCBであった場合は、「低濃度」

としてください。

- ・ P C B濃度を測定済みの場合はその測定値を参考事項欄に記入してください。記入するP C B濃度の単位は、廃油や各種汚染物のP C B濃度を測定した場合は「mg/kg」、拭き取り試験で測定した場合は「 μ g/100cm²」、部材採取試験で測定した場合は「mg/kg(部材採取)」、廃酸・廃アルカリに含まれるP C B濃度を測定した場合は「mg/L」としてください。また、測定した分析機関名は可能な範囲で参考事項欄に記入してください。(分析機関名の記載については分析結果の添付でも代用可能。)
- ・ 電気機器がP C Bを使用している(高濃度P C B廃棄物)かどうかについては、電気機器の銘板等から、日本電機工業会ホームページや各電気機器メーカーのホームページ等を参照し、必ず確認を行い、正しい区分を記入してください。
- ・ 銘板等が破損し、確認できない場合は、「不明」として、「参考事項」欄に「銘板破損のため濃度未確認」と記入してください。
- ・ 高濃度P C B廃棄物でないことは判明しているが、微量含有疑いの廃P C B電気機器で分析を行っていない場合等は、「低濃度」として、「参考事項」欄に「微量含有疑い、未分析」と記入してください。なお、P C B濃度の測定を予定している場合は、その予定年月も併せて記入してください。
- ・ また、濃度未測定の小形コンデンサー等を低濃度P C B廃棄物とみなして処分する場合、「濃度区分」は「低濃度」として、「参考事項」欄に「みなし低濃度」と記入してください。
- ・ 当年度にP C B濃度が不明のものを次年度に測定を行い、結果が基準以下であることが判明したものについては、次年度の届出書の「①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物」に当年度に届出を行った廃棄物を転記して参考事項欄に「基準以下」と記入してください。

○「保管の状況」

- ・ 「容器の性状」には、P C B廃棄物を保管している容器について、表5の中から該当するものを選択して記入してください。該当するものがない場合には、「その他()」として、()内にできる限り具体的に記入してください。なお、変圧器(トランス)やコンデンサーなどをそのまま保管している場合は、「なし」を選択してください。
- ・ 容器の容量や寸法についても、「容器の性状」に容器の種類に続けて記入するか又は「参考事項」欄に具体的に記載してください。(例：ドラム缶(200L)、250×300×400 mm)
- ・ 新たにP C B廃棄物の保管の状況を届け出る場合や、既に届け出たP C B廃棄物の保管の状況に変更があった場合には、保管しているP C B廃棄物の保管状況の分かる写真を本届出に添付してください。

表5 容器の性状

1	なし
2	金属製箱
3	ドラム缶
4	ペール缶
5	一斗缶
6	プラスチック容器
7	段ボール箱
8	コンクリート槽
9	屋外タンク
10	屋内タンク
11	その他（ ）

○「処分業者との調整状況」

- ・ 高濃度PCB廃棄物について、JESCOと委託契約締結済みであればその旨と契約締結の年月を記入してください。また、JESCOに登録済みの場合には、登録番号（s, k, t, b, c, tb, tcのいずれかから始まる9桁の数字）も記入してください。
- ・ 届出様式第一号（一）の備考16では「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記載しなくて構わない。」と記載がありますが、低濃度PCB廃棄物について、「見積取得中」「〇年〇月処分契約予定」など、参考として記入してください。

②前年度中に新たに保管することとなったポリ塩化ビフェニル廃棄物

- ・ 令和6年度中に、使用停止、他の事業場から移入等により、新たに保管することとなったPCB廃棄物を全て記入してください。
- ・ PCB廃棄物として新たに発覚したものも記入してください。
- ・ 同一年度中に他の事業場に移出した場合は③にも、処分を委託した場合は④にも記入することとなります。それ以外の場合は、①にも記入することとなります。
- ・ 以下の項目以外は、①に準じて記入してください。

○「番号」

- ・ 新規発覚、使用停止の場合は、それぞれ先頭に「保管開始の元号数ー」を加えた整理番号を付してください。したがって、令和6年度分は、「06ー×××」となります。
- ・ 他の事業場から移入した場合は、前の番号をそのまま記入してください。

○「保管開始理由」

- ・ 新規発覚、他の事業場から移入、使用停止等、具体的に記入してください。

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において保管することとなったポリ塩化ビフェニル

- ・ 令和6年度中に他の事業場等に移出したPCB廃棄物を全て記入してください。
- ・ 各項目は、①に準じて記入してください。

④前年度中に自ら処分し、又は処分を委託したポリ塩化ビフェニル廃棄物

- ・ 令和6年度中に処分を委託したPCB廃棄物を全て記入してください。
- ・ マニフェストD票（又はE票）の写し（A3判以下の大きさ）を必ず添付してください。
- ・ 電子マニフェストを利用している場合は、処分終了報告の通知が来た後の記録を印刷したもの（A3判以下の大きさ）を添付してください。
- ・ 6月30日の時点で、D票の送付又は処分終了報告の通知を受けていないため、添付することができない場合は、届出書を先に提出し、D票の送付（又は処分終了報告の通知）があった日から10日以内に写し又は記録を印刷したものを提出してください。
- ・ 以下の項目以外は、①に準じて記入してください。

○「処分を委託した場合」

- ・ 「処分委託年月日」には、処分業者との委託契約日を記入してください。
- ・ 「処分受託者の名称」には、処分を委託した業者を記入してください。（収集運搬業者や撤去工事業者ではありません。）
- ・ 高濃度PCB廃棄物の場合は、「JESCO 東京事業所」又は「JESCO 北海道事業所」と記入してください。
- ・ 低濃度PCB廃棄物の場合は、無害化処理認定施設等の処分業者名を記入してください。
- ・ 「処分年月日」には、マニフェストD票に記載されている「処分終了年月日」を記入してください。（「最終処分終了年月日」ではありません。）

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

- ・ 使用中の低濃度PCB使用製品について、わかる範囲で結構ですので、参考として記入してください。
- ※ 処分期間内に廃棄されなかった高濃度PCB使用製品は、高濃度PCB廃棄物とみなされます（PCB特別措置法第18条第3項）ので、「**1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について**」に記入してください。
- ※ 特例処分期限日までに廃棄されなかった高濃度PCB使用電気工作物は、高濃度PCB廃棄物とみなされますので、電気事業法により届出されている場合もPCB特別措置法の届出が必要になります。（PCB特別措置法第20条第2項）したがって、「**1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について**」に記入してください。

○「所在事業場の名称」

- ・ 届出者名（法人名）と事業場名称等を記入してください。単に「工場」等の一般名称としないでください。

○「ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理責任者の職名及び氏名」

- ・ 届出書の内容を問い合わせることがあります。内容を確認できる方の職名及び氏名を記入してください。

○「電話番号」

- ・ 上記の管理責任者に連絡できる電話番号を記入してください。

○「所在の場所」

- ・ 所在の場所の住所が、所在事業場の所在地の住所と異なる場合は、その住所を記入してください。同じ住所である場合は、空欄で結構です。

①前年度の3月31日に使用していたポリ塩化ビフェニル使用製品

- ・ 以下の項目以外は、1. ①に準じて記入してください。

○「廃棄の見込」

- ・ 「廃棄予定年月」には、参考として、低濃度PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とする予定年月を記入してください。（「廃棄」とは、使用を止め、廃棄物とすることをいい、実際に廃棄物として処理することは含まれません。したがって、廃棄予定年月としては、廃棄物として処分委託する予定年月ではありません。）
- ・ 「処分業者との調整状況」には、無害化処理認定施設等との調整状況を記入してください。